

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	京都市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和8年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険の資格得喪、保険料の賦課決定、認定、給付に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び京都市介護保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの ①介護保険資格に関する事務 ②介護保険料の賦課に関する事務 ③介護保険料の収納に関する事務 ④介護保険の認定に関する事務 ⑤介護保険の給付に関する事務 住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 市民税情報や生活保護受給有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 介護保険料の収納状況の管理を行う。 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。
③システムの名称	介護保険オンラインシステム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表 第2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、132項、144項、161項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、132項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
②所属長の役職名	介護ケア推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3800
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	「1 関連情報」-「4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」の記載内容	1 情報提供の根拠 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第2条、3条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条	1 情報提供の根拠 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令第2条、3条、6条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、44条、47条、49条、55条の2	事後	
平成28年4月1日	「1 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「①部署」	保健福祉局 長寿社会部 介護保険課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	事後	
平成28年4月1日	「1 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	介護保険課長 米津 好美	介護ケア推進課長 林 直久	事後	
平成30年2月15日	「1 関連情報」-「8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する開合わせ」-「連絡先」	京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	
平成30年2月15日	「1 関連情報」-「1 対象人数」-「1つの時点の計数か」	平成28年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成30年2月15日	「1 関連情報」-「2 取扱者」-「1つの時点の計数か」	平成28年7月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成31年2月15日	「1 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「②所属長の役職名」	介護ケア推進課長 林 直久	介護ケア推進課長 林 直久	事後	所属長を所属長の役職名に変更
平成31年2月15日	「1 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「②所属長の役職名」	介護ケア推進課長 林 直久	介護ケア推進課長 林 直久	事後	所属長を所属長の役職名に変更
平成31年2月15日	IV	(項目なし)	(様式変更に伴い全て新たに記入)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年4月1日	「1 関連情報」-「1 対象人数」-「1つの時点の計数か」	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	一定期間経過前の再実施
令和2年4月1日	「1 関連情報」-「2 取扱者」-「1つの時点の計数か」	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	一定期間経過前の再実施
令和5年3月6日	「1 関連情報」-「4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和5年3月6日	「1 関連情報」-「1 対象人数」-「1つの時点の計数か」	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年3月6日	「1 関連情報」-「2 取扱者」-「1つの時点の計数か」	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
	「1 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の反映
	「1 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56項、58項、59項、61項、62項、80項、81項、87項、88項、90項、94項、95項、97項、109項、117項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令第2条、3条、6条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、44条、47条、49条、55条の2 2 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第93項、94項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令第46条、47条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表 第2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、132項、144項、161項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、132項	事後	同上
	「1 関連情報」-「7. 特定個人情報開示(訂正・利用停止請求)」-「請求先」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	「1 リスク対策」-「8. 人手を介さざる作業」	(項目なし)	(様式変更に伴い全て新たに記入)	事後	様式変更に伴う項目の追加
	「1 リスク対策」-「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	(項目なし)	(様式変更に伴い全て新たに記入)	事後	同上
令和7年11月3日		(様式変更に対応等)	(様式変更に対応等)	事後	